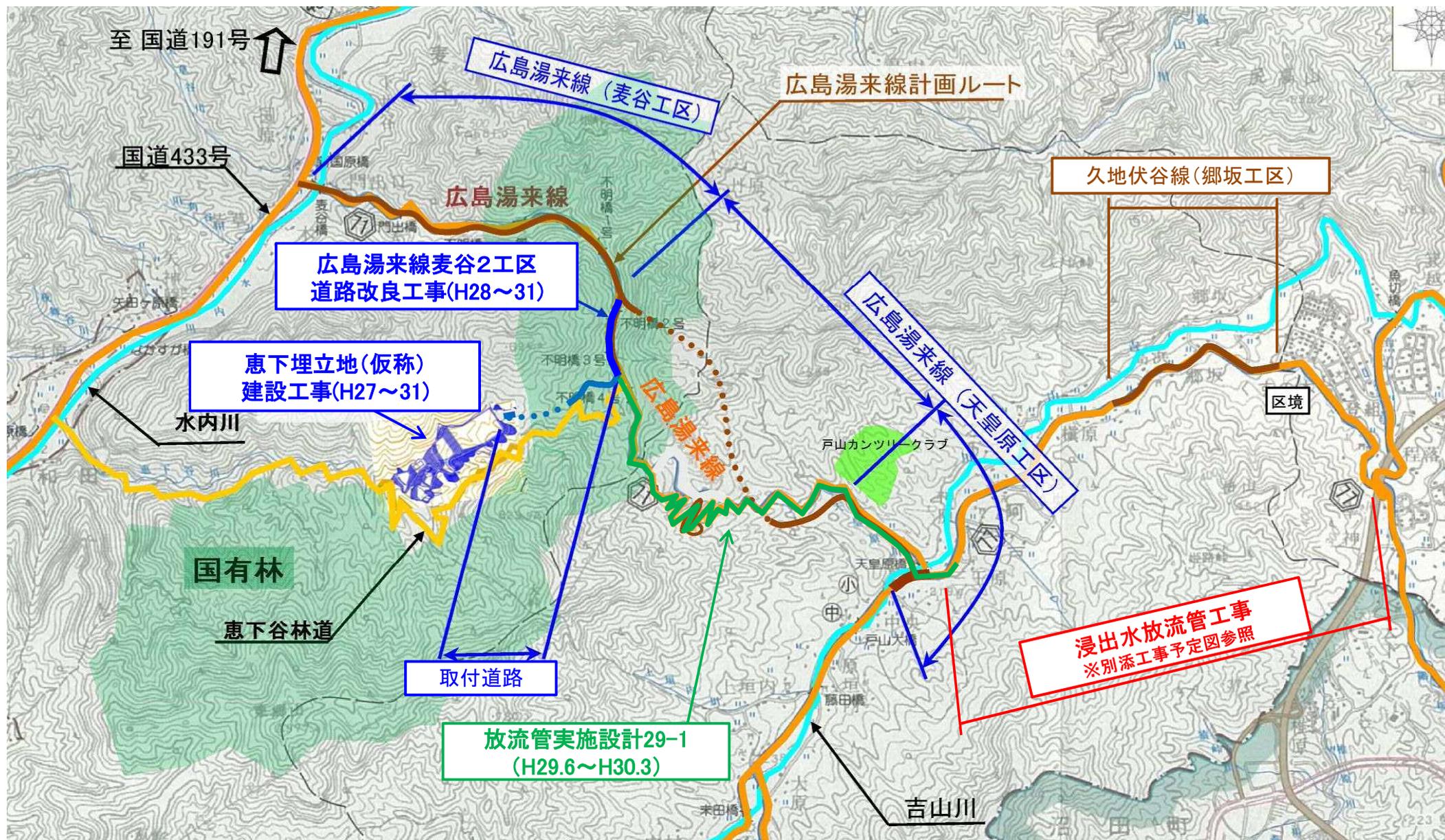
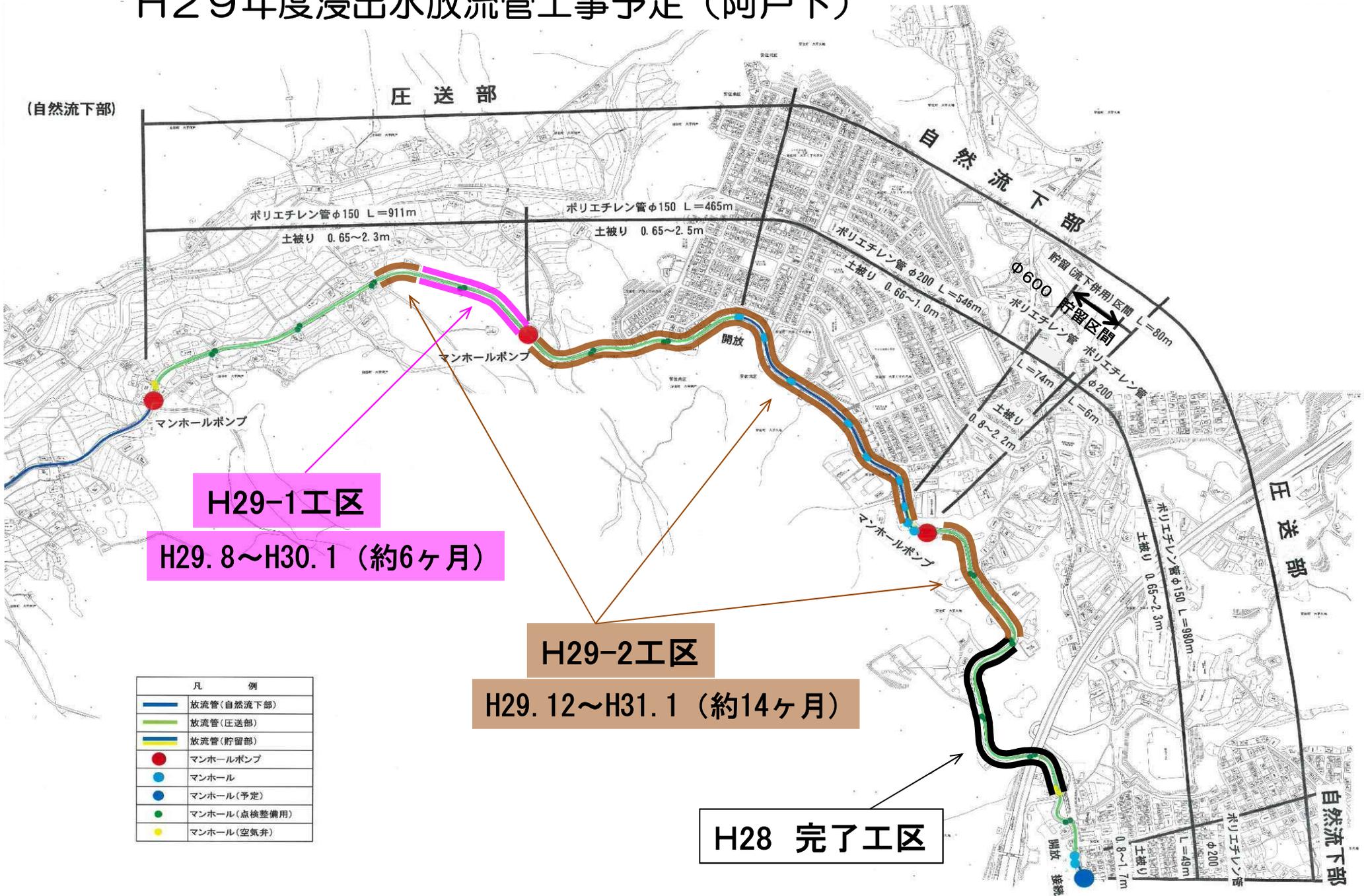


# 恵下埋立地整備事業 位置図



# H29年度浸出水放流管工事予定（阿戸下）



**H29-1工区**

**H29. 8~H30. 1 (約6ヶ月)**

**H29-2工区**

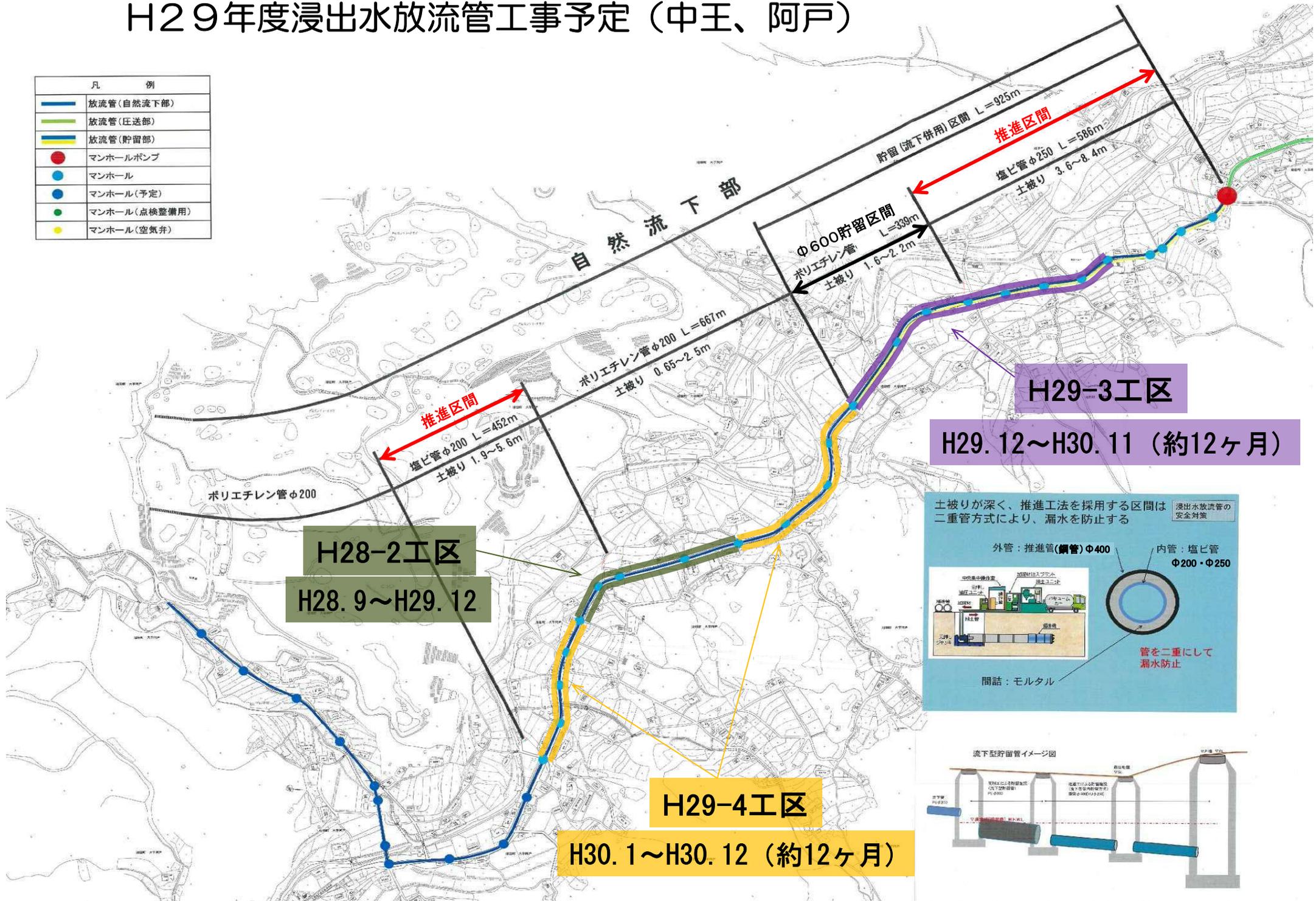
**H29. 12~H31. 1 (約14ヶ月)**

**H28 完了工区**

凡 例	
	放流管(自然流下部)
	放流管(圧送部)
	放流管(貯留部)
	マンホールポンプ
	マンホール
	マンホール(予定)
	マンホール(点検整備用)
	マンホール(空気弁)

# H29年度浸出水放流管工事予定（中王、阿戸）

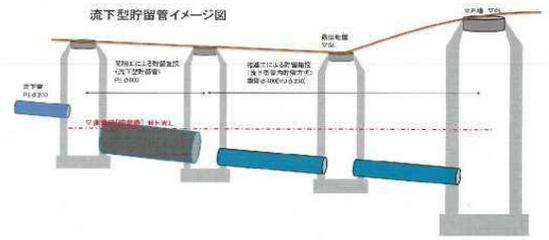
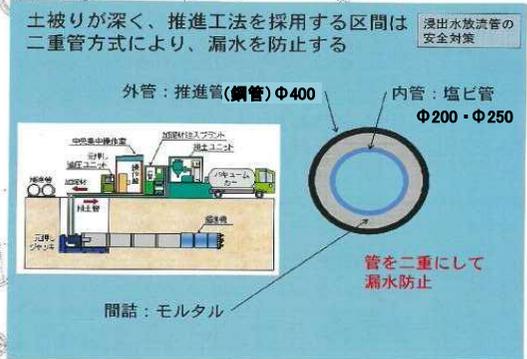
凡 例	
	放流管(自然流下部)
	放流管(圧送部)
	放流管(貯留部)
	マンホールポンプ
	マンホール
	マンホール(予定)
	マンホール(点検整備用)
	マンホール(空気弁)



H29-3工区  
H29.12~H30.11 (約12ヶ月)

H28-2工区  
H28.9~H29.12

H29-4工区  
H30.1~H30.12 (約12ヶ月)

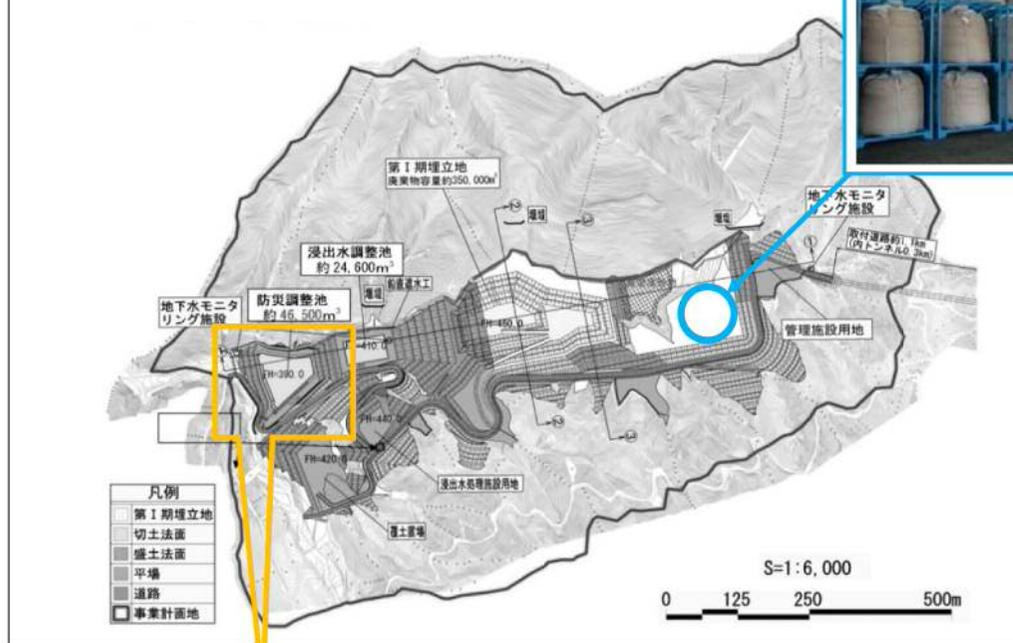


＜一時保管場所のイメージ写真＞



パレット

位置図（計画平面図）



＜燃え殻を確認した経緯＞

- 平成 28 年 5 月 恵下埋立地（仮称）建設工事の現場作業に着手し、除草、樹木の伐採、作業用道路の造成等を開始
- 8 月 防災調整池の建設予定場所付近を除草したところ、廃タイヤの燃え殻の存在を確認
- 9 月 燃え殻の一部を成分分析したところ、管理型の最終処分場（出島等）で埋立処分できる判定基準（以下「埋立判定基準」という。：3ng-TEQ/g 以下）を超えるダイオキシン類が含まれている燃え殻が存在することが判明
- 10 月 燃え殻の存在区域（周囲を含む）で 10m 毎のサンプリング調査を開始
- 12 月 燃え殻の範囲と概ねの量を特定

[全体]	
・範囲	約 3,300 m <sup>2</sup> (左下図 赤色の点線で囲った区域)
・深さ	約 1.0m~3.3m
・撤去が必要な量	約 5,600 トン
[全体の内、埋立判定基準を超えた燃え殻]	
・範囲	約 1,600 m <sup>2</sup> (左下図 赤色で着色した区域)
・撤去が必要な量	約 4,000 トン

＜燃え殻の処分方法・作業手順＞

- 埋立判定基準を超えた燃え殻
  - ア 撤去作業（掘削し、袋詰め）
  - イ 袋詰めした燃え殻を、建設工事区域内の工事に支障にならない場所で一時保管し、順次、中間処理施設に運搬
  - ウ 中間処理施設で熱処理又は熔融処理等により無害化した上で処分
- それ以外の燃え殻
  - 県出島処分場へ運搬し、埋立処分

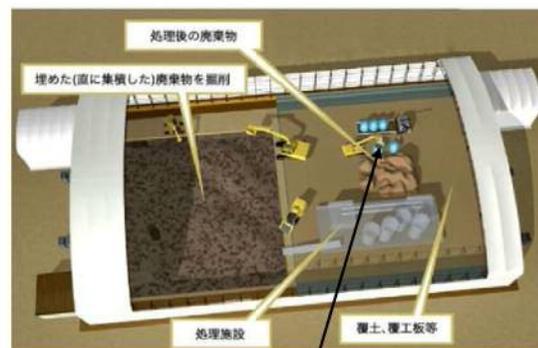
＜安全対策＞

- 燃え殻の飛散や降雨による流出を防止するため、埋立判定基準を超えた燃え殻の掘削・袋詰め作業場所及び一時保管場所に屋根付きテントを設置（一時保管場所は底面をアスファルト舗装し、袋はパレット等の上に保管）  
※ イメージ写真等参照
- 燃え殻の存在する区域の周囲に、集水溝を設置し、燃え殻に触れた水を下流の水槽に集め、環境省の指針に基づき、浮遊物質濃度（SS 濃度）が 10 mg/L 以下となるよう凝集沈殿処理を行った上で河川に排水（左下図 集水溝（黒矢印）、水槽（ピンク））
- 地下水（観測井戸新設）及び河川の水質を監視（左下図 赤丸）
- 中間処理施設及び県出島処分場への運搬は、飛散防止対策を講じた蓋付の車両を使用

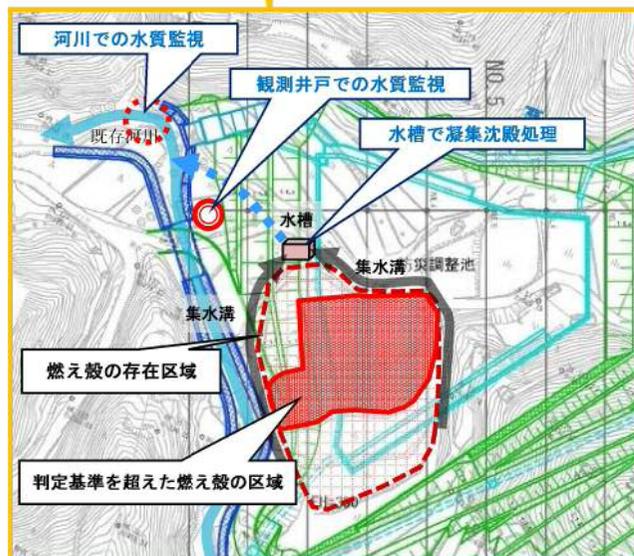
＜処分スケジュール＞

- 埋立判定基準を超えた燃え殻
  - ア 撤去工事の契約を本年 6 月に締結。テントの設置、燃え殻の撤去作業、一時保管場所への移動に着手
  - イ 本年の 9 月頃から、中間処理施設への運搬、処理・処分に着手する予定
- それ以外の燃え殻
  - 埋立判定基準を超えた燃え殻を一時保管場所に移動した後、撤去作業に着手。順次、県出島処分場へ運搬し、埋立処分する予定

＜掘削・袋詰め作業場所のイメージ図＞

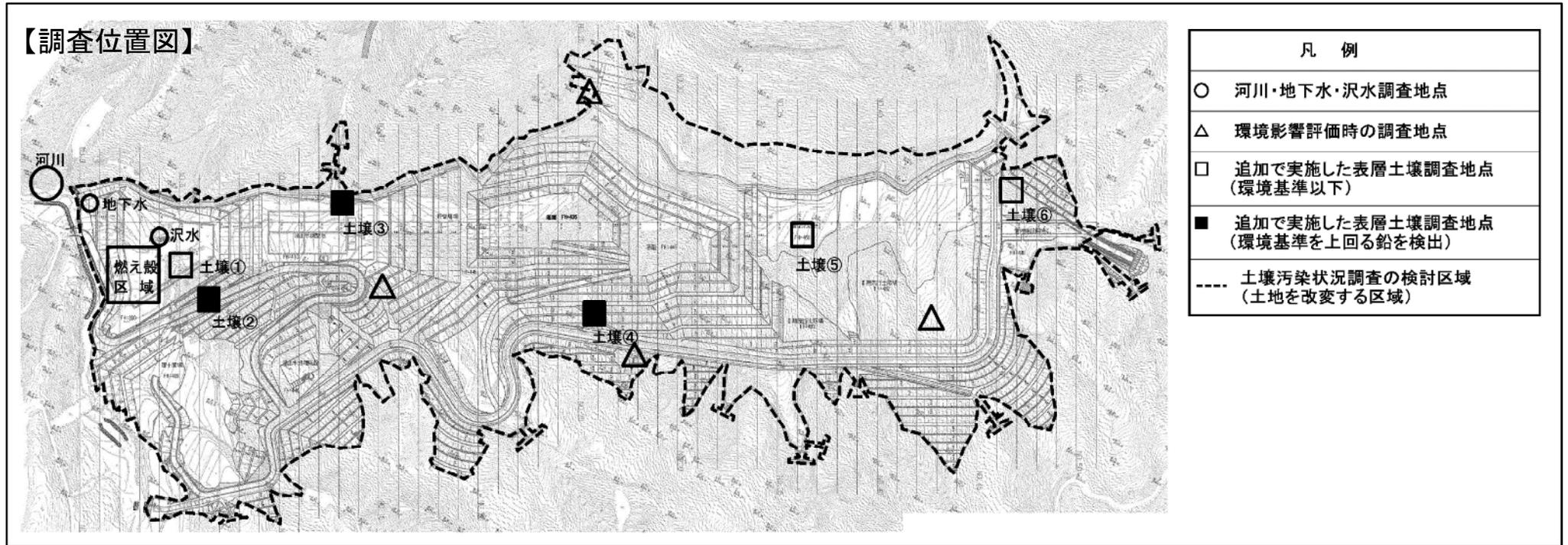


＜廃棄物集積袋＞



## 恵下埋立地(仮称)の工事区域内における鉛の土壤汚染状況調査について

- ◆ 一部の表層土壌から、環境基準を超える鉛が検出されたことを受け、土壤汚染対策法に基づく鉛の土壤汚染状況調査を、環境大臣の指定を受けた指定調査機関に依頼しており、6月下旬から現地作業に着手しています。
- ◆ 調査が順調に進めば、本年9月末頃には調査結果が判明する予定です。



## 恵下埋立地（仮称）戸山地区環境調査業務

### 調査項目、調査地点及び頻度

	調査項目	調査地点及び頻度
大気	大気汚染に係る環境基準項目（5項目）	No.1 1地点 7日間連続測定 1回/年
	非メタン炭化水素	
	微小粒子状物質（PM2.5）	
騒音	道路交通騒音	No.1～No.4 4地点
振動	道路交通振動	24時間連続測定 1回/年
水質	生活環境項目（5項目）	吉山川、天皇原川、 上垣内川、中央川  4地点 1回/年
	健康項目（27項目）	
	塩化物イオン	
	電気伝導率	
	ダイオキシン類	

※ 調査実施時期は、秋以降を予定しています。

### 調査地点図

